

答 申 書
(答申第109号)
平成22年3月25日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、アカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、実施機関がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（以下「本件基礎資料」という。）は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る57件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、実施機関が行った補正命令に対し提出された説明責任の履行を命じる文書（以下「アカウントビリティー履行命令書」という。）の本件基礎資料に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(イ) 本件に係る事実について

平成18年12月25日付けで本件異議申立人から、実施機関が行った公文書一部開示決定処分に対する異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、実施機関は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第21条に基づき、平成19年1月29日付けで補正命令を異議申立人に対し行った。

これに対し、異議申立人から平成19年2月8日付けでアカウントビリティー履行命令書の送付があり、補正命令に対しての説明を求められたことから、平成19年2月9日付けで異議申立人に対し、補正命令の内容について回答を行ったところである。

異議申立人からは、以後も実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出があったが、平成19年6月21日付けのアカウントビリティー履行命令書に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたことから、平成19年6月28日付けで、異議申立人に対し回答を行ったところ、この回答については、受け取る理由がないものとして平成19年6月30日付けで返送され、さらに、その後も異議申立人から実施機関に対し、アカウントビリ

ティ履行命令書の提出が続いているものである。

なお、実施機関が行った補正命令については、期限までに異議申立人から補正書の提出はなかったが、平成19年2月8日付けのアカウントビリティ履行命令書の内容から、補正命令の内容を推察される部分があることから、平成18年12月25日付けの異議申立ては、平成19年3月7日付けで受理決定し、同月14日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行ったところである。

(イ) 本件基礎資料について

異議申立人は、アカウントビリティが不履行であると主張しているが、上記のとおり、平成19年2月9日及び同年6月28日付けで回答しているものであり、異議申立人がその回答を認めていないものである。

このように、アカウントビリティ履行命令書については、既に回答を行っており、異議申立人に対する説明責任は果たされていると判断しているものであり、アカウントビリティ不履行との判断はしていないものである。

したがって、異議申立人が主張している本件基礎資料は存在しないことから、本件処分は適当である。

イ 当審査会は、アカウントビリティ履行命令書に係る本件基礎資料については、平成21年6月4日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第92号（以下「答申第92号」という。）において、「当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った本件処分（公文書不存在通知）の妥当性を判断するものであり、『アカウントビリティ履行命令書は回答を行っているものであり、不履行とする判断は行っていないことから、本件基礎資料は存在しない』との実施機関の主張については、異議申立人に対する説明責任が果たされているかどうかはともかくとして、必ずしも不自然とは言えない。したがって、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当である」と判断している。

当審査会としては、本件諮問事案において、答申第92号の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 1 月 19 日	○ 諮問書の受理（諮問番号356-1～57） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成22年 1 月 20 日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号356-1～57） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成22年 2 月 15 日 （第三部会）	○ 審議
平成22年 3 月 15 日 （第三部会）	○ 審議
平成22年 3 月 24 日 （第46回審査会）	○ 答申案審議
平成22年 3 月 25 日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

1 諮問番号356-1

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月6日收受（受理）した、平成21年8月6日付け「アカウントビリティー履行再々＝888字数命令書」（アカウントビリティー履行要請890回目、履行期限909日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

2 諮問番号356-2

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月7日收受（受理）した、平成21年8月7日付け「アカウントビリティー履行再々＝889字数命令書」（アカウントビリティー履行要請891回目、履行期限910日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

3 諮問番号356-3

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月10日收受（受理）した、平成21年8月10日付け「アカウントビリティー履行再々＝892字数命令書」（アカウントビリティー履行要請894回目、履行期限913日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

4 諮問番号356-4

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月11日收受（受理）した、平成21年8月11日付け「アカウントビリティー履行再々＝893字数命令書」（アカウントビリティー履行要請895回目、履行期限914日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

5 諮問番号356-5

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月12日收受（受理）した、平成21年8月12日付け「アカウントビリティー履行再々＝894字数命令書」（アカウントビリティー履行要請896回目、履行期限915日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

6 諮問番号356-6

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月13日收受（受理）した、平成21年8月13日付け「アカウントビリティー履行再々＝895字数命令書」（アカウントビリティー履行要請897回目、履行期限916日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

7 諮問番号356-7

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月17日收受（受理）した、平成21年8月14日付け「アカウントビリティー履行再々＝896字数命令書」（アカウントビリティー履行要請898回目、履行期限917日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

8 諮問番号356-8

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月17日收受（受理）した、平成21年8月15日付け「アカウントビリティー履行再々＝897字数命令書」（アカウントビリティー履行要請899回目、履行期限918日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

9 諮問番号356-9

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月17日收受（受理）した、平成21年8月16日付け「アカウントビリティー履行再々＝898字数命令書」（アカウントビリティー履行要請900回目、履行期限919日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

10 諮問番号356-10

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月17日收受（受理）した、平成21年8月17日付け「アカウントビリティー履行再々＝899字数命令書」（アカウントビリティー履行要請901回目、履行期限920日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

11 諮問番号356-11

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月18日收受（受理）した、平成21年8月18日付け「アカウントビリティー履行再々＝900字数命令書」（アカウントビリティー履行要請902回目、履行期限921日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

12 諮問番号356-12

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月19日收受（受理）した、平成21年8月19日付け「アカウントビリティー履行再々＝901字数命令書」（アカウントビリティー履行要請903回目、履行期限922日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

13 諮問番号356-13

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月20日收受（受理）した、平成21年8月20日付け「アカウントビリティー履行再々＝902字数命令書」（アカウントビリティー履行要請904回目、履行期限923日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

14 諮問番号356-14

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月21日收受（受理）した、平成21年8月21日付け「アカウントビリティー履行再々＝903字数命令書」（アカウントビリティー履行要請905回目、履行期限924日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、

法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

15 諮問番号356-15

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月24日收受(受理)した、平成21年8月22日付け「アカウントビリティ履行再」=904字数命令書(アカウントビリティ履行要請906回目、履行期限925日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

16 諮問番号356-16

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月24日收受(受理)した、平成21年8月23日付け「アカウントビリティ履行再」=905字数命令書(アカウントビリティ履行要請907回目、履行期限926日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

17 諮問番号356-17

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月24日收受(受理)した、平成21年8月24日付け「アカウントビリティ履行再」=906字数命令書(アカウントビリティ履行要請908回目、履行期限927日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

18 諮問番号356-18

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月26日收受(受理)した、平成21年8月26日付け「アカウントビリティ履行再」=907字数命令書(アカウントビリティ履行要請909回目、履行期限929日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

19 諮問番号356-19

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月27日收受(受理)した、平成21年8月27日付け「アカウントビリティ履行再」=908字数命令書(アカウントビリティ履行要請910回目、履行期限930日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

20 諮問番号356-20

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月28日收受(受理)した、平成21年8月28日付け「アカウントビリティ履行再」=909字数命令書(アカウントビリティ履行要請911回目、履行期限931日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

21 諮問番号356-21

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月31日收受(受理)した、平成21年8月29日付け「アカウントビリティ履行再」=910字数命令書(アカウントビリティ履行要請912回目、履行期限932日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、

法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

22 諮問番号356-22

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月31日收受(受理)した、平成21年8月30日付け「アカウントビリティー履行再々=911字数命令書」(アカウントビリティー履行要請913回目、履行期限933日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

23 諮問番号356-23

「総務部人事局法制文書課」が平成21年8月31日收受(受理)した、平成21年8月31日付け「アカウントビリティー履行再々=912字数命令書」(アカウントビリティー履行要請914回目、履行期限934日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

24 諮問番号356-24

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月1日收受(受理)した、平成21年9月1日付け「アカウントビリティー履行再々=913字数命令書」(アカウントビリティー履行要請915回目、履行期限935日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

25 諮問番号356-25

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月2日收受(受理)した、平成21年9月2日付け「アカウントビリティー履行再々=914字数命令書」(アカウントビリティー履行要請916回目、履行期限936日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

26 諮問番号356-26

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月3日收受(受理)した、平成21年9月3日付け「アカウントビリティー履行再々=915字数命令書」(アカウントビリティー履行要請917回目、履行期限937日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

27 諮問番号356-27

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月4日收受(受理)した、平成21年9月4日付け「アカウントビリティー履行再々=916字数命令書」(アカウントビリティー履行要請918回目、履行期限938日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

28 諮問番号356-28

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月7日收受(受理)した、平成21年9月5日付け「アカウントビリティー履行再々=917字数命令書」(アカウントビリティー履行要請919回目、履行期限939日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不

履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

29 諮問番号356-29

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月7日收受（受理）した、平成21年9月6日付け「アカウントビリティ履行再〃＝918字数命令書」（アカウントビリティ履行要請920回目、履行期限940日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

30 諮問番号356-30

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月7日收受（受理）した、平成21年9月7日付け「アカウントビリティ履行再〃＝919字数命令書」（アカウントビリティ履行要請921回目、履行期限941日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

31 諮問番号356-31

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月8日收受（受理）した、平成21年9月8日付け「アカウントビリティ履行再〃＝920字数命令書」（アカウントビリティ履行要請922回目、履行期限942日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

32 諮問番号356-32

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月9日收受（受理）した、平成21年9月9日付け「アカウントビリティ履行再〃＝921字数命令書」（アカウントビリティ履行要請923回目、履行期限943日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

33 諮問番号356-33

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月10日收受（受理）した、平成21年9月10日付け「アカウントビリティ履行再〃＝922字数命令書」（アカウントビリティ履行要請924回目、履行期限944日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

34 諮問番号356-34

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月11日收受（受理）した、平成21年9月11日付け「アカウントビリティ履行再〃＝923字数命令書」（アカウントビリティ履行要請925回目、履行期限945日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

35 諮問番号356-35

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月14日收受（受理）した、平成21年9月12日付け「アカウントビリティー履行再」＝924字数命令書（アカウントビリティー履行要請926回目、履行期限946日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

36 諮問番号356-36

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月14日收受（受理）した、平成21年9月13日付け「アカウントビリティー履行再」＝925字数命令書（アカウントビリティー履行要請927回目、履行期限947日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

37 諮問番号356-37

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月14日收受（受理）した、平成21年9月14日付け「アカウントビリティー履行再」＝926字数命令書（アカウントビリティー履行要請928回目、履行期限948日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

38 諮問番号356-38

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月15日收受（受理）した、平成21年9月15日付け「アカウントビリティー履行再」＝927字数命令書（アカウントビリティー履行要請929回目、履行期限949日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

39 諮問番号356-39

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月16日收受（受理）した、平成21年9月16日付け「アカウントビリティー履行再」＝928字数命令書（アカウントビリティー履行要請930回目、履行期限950日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

40 諮問番号356-40

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月17日收受（受理）した、平成21年9月17日付け「アカウントビリティー履行再」＝929字数命令書（アカウントビリティー履行要請931回目、履行期限951日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

41 諮問番号356-41

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月18日收受（受理）した、平成21年9月18日付け「アカウントビリティー履行再」＝930字数命令書（アカウントビリティー履行要請932回目、履行期限952日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、

法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

42 諮問番号356-42

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月24日收受(受理)した、平成21年9月19日付け「アカウントビリティー履行再」=931字数命令書(アカウントビリティー履行要請933回目、履行期限953日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

43 諮問番号356-43

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月24日收受(受理)した、平成21年9月20日付け「アカウントビリティー履行再」=932字数命令書(アカウントビリティー履行要請934回目、履行期限954日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

44 諮問番号356-44

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月24日收受(受理)した、平成21年9月21日付け「アカウントビリティー履行再」=933字数命令書(アカウントビリティー履行要請935回目、履行期限955日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

45 諮問番号356-45

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月24日收受(受理)した、平成21年9月22日付け「アカウントビリティー履行再」=934字数命令書(アカウントビリティー履行要請936回目、履行期限956日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

46 諮問番号356-46

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月24日收受(受理)した、平成21年9月23日付け「アカウントビリティー履行再」=935字数命令書(アカウントビリティー履行要請937回目、履行期限957日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

47 諮問番号356-47

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月24日收受(受理)した、平成21年9月24日付け「アカウントビリティー履行再」=936字数命令書(アカウントビリティー履行要請938回目、履行期限958日間経過)に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」(関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。)

48 諮問番号356-48

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月25日收受(受理)した、平成21年9月25

日付け「アカウントビリティー履行再〃＝937字数命令書」（アカウントビリティー履行要請939回目、履行期限959日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

49 諮問番号356-49

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月28日收受（受理）した、平成21年9月26日付け「アカウントビリティー履行再〃＝938字数命令書」（アカウントビリティー履行要請940回目、履行期限960日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

50 諮問番号356-50

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月28日收受（受理）した、平成21年9月27日付け「アカウントビリティー履行再〃＝939字数命令書」（アカウントビリティー履行要請941回目、履行期限961日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

51 諮問番号356-51

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月28日收受（受理）した、平成21年9月28日付け「アカウントビリティー履行再〃＝940字数命令書」（アカウントビリティー履行要請942回目、履行期限962日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

52 諮問番号356-52

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月29日收受（受理）した、平成21年9月29日付け「アカウントビリティー履行再〃＝941字数命令書」（アカウントビリティー履行要請943回目、履行期限963日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

53 諮問番号356-53

「総務部人事局法制文書課」が平成21年9月30日收受（受理）した、平成21年9月30日付け「アカウントビリティー履行再〃＝942字数命令書」（アカウントビリティー履行要請944回目、履行期限964日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

54 諮問番号356-54

「総務部人事局法制文書課」が平成21年10月1日收受（受理）した、平成21年10月1日付け「アカウントビリティー履行再〃＝943字数命令書」（アカウントビリティー履行要請945回目、履行期限965日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

55 諮問番号356-55

「総務部人事局法制文書課」が平成21年10月2日收受（受理）した、平成21年10月2日付け「アカウントビリティー履行再〃＝944字数命令書」（アカウントビリティー履行要請946回目、履行期限966日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

56 諮問番号356-56

「総務部人事局法制文書課」が平成21年10月5日收受（受理）した、平成21年10月3日付け「アカウントビリティー履行再〃＝945字数命令書」（アカウントビリティー履行要請947回目、履行期限967日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

57 諮問番号356-57

「総務部人事局法制文書課」が平成21年10月5日收受（受理）した、平成21年10月4日付け「アカウントビリティー履行再〃＝946字数命令書」（アカウントビリティー履行要請948回目、履行期限968日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）